

福島県最低賃金

特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

自動車小売業

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和6年12月29日発効 **1,020円** 60円UP

非鉄金属製造業

令和7年1月4日発効 **996円** 51円UP

輸送用機械器具製造業

令和6年12月21日発効 **1,005円** 51円UP

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業

令和6年10月5日から **955円**

上記の特定最低賃金(928円)は令和6年度は改定されないため、この額を上回る「福島県最低賃金(955円)」が適用されます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和6年10月5日から **955円**

上記の特定最低賃金(880円)は令和6年度は改定されないため、この額を上回る「福島県最低賃金(955円)」が適用されます。

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(955円)が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

955円

時間額 令和6年10月5日発効
※パートやアルバイトにも適用されます。



中小企業事業者の皆さんへ
業務改善助成金

業務改善助成金

検索



厚生労働省

福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署へ